

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、山形県漁業調整規則（令和2年県規則第66号）第5条第1項第11号に掲げる張網漁業につき、山形県漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和4年12月1日

山形県知事 吉村 美栄子

1 張網

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類 の名称	漁具の 種類そ の他の 漁業の 方法	操業区 域	漁業時期	推進機 関の馬 力数	船舶の 総トン 数	許可又は 起業の認 可をすべ き船舶等 の数	漁業を営む者の資格
張網漁業	張網	操業区域（別記の操業区域をいう。）	12月1日から翌年8月31日まで	定めなし （ただし性能の基準等、別に定めのある場合はその基準を満たしていること）	定めなし	0	操業区域1（遊佐町吹浦地区） 1 山形県遊佐町に住所を有する者 2 山形県の漁船登録を受けた漁船の使用者
			ただし、操業区域ⅠのうちⅠ、Ⅱは12月1日から翌年5月14日まで Ⅲは5月15日から8月31日まで			0	操業区域2（鶴岡市三瀬地区） 1 山形県鶴岡市三瀬に住所を有する者 2 山形県の漁船登録を受けた漁船の使用者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

別記 操業区域

地区ごとの操業区域は次のとおりとする。

1 遊佐町吹浦地区 操業区域は、次のⅠ、Ⅱ及びⅢの海域とする。

（世界測地系表記）

Ⅰ 次のA，B，C，Dによって囲まれる海域

（漁業時期 12月1日～翌年5月14日）

A. 北緯39度04.731分、東経139度48.198分

B. 北緯39度05.011分、東経139度46.998分

C. 北緯39度04. 171分、東経139度46. 868分

D. 北緯39度03. 861分、東経139度48. 198分

II 次のA, B, C, Dによって囲まれる海域

(漁業時期12月1日～翌年5月14日)

A. 北緯39度07. 850分、東経139度49. 598分

B. 北緯39度08. 367分、東経139度47. 298分

C. 北緯39度07. 551分、東経139度47. 098分

D. 北緯39度07. 061分、東経139度49. 298分

III 次のA, B, C, Dによって囲まれる海域 (漁業時期5月15日～8月31日)

A. 北緯39度07. 850分、東経139度49. 598分

B. 北緯39度07. 470分、東経139度49. 368分

C. 北緯39度07. 261分、東経139度50. 298分

D. 北緯39度07. 670分、東経139度50. 378分

2 鶴岡市三瀬地区 操業区域は、次の海域とする。

次のA, B, Cによって囲まれる海域

(世界測地系表記)

A. 北緯38度43. 270分、東経139度38. 466分

B. 北緯38度43. 543分、東経139度37. 967分

C. 北緯38度43. 701分、東経139度38. 209分